

次世代みやぎアスリート育成支援事業費補助金交付要綱（宮城県スポーツ協会版）

（趣旨）

第1 公益財団法人宮城県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）は、オリンピック競技大会、パラリンピック及び国際大会等でメダル獲得選手を輩出すること並びにオリンピック・パラリンピアンを輩出することを目的に、活躍が期待される選手に対し、競技力強化事業等に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2 この要綱において、「次世代みやぎアスリート」とは、次世代みやぎアスリート選考委員会により選出され、その活躍を県民一体となって応援することを目的に県スポーツ協会が指定する宮城県ゆかりの選手をいう。

（補助事業者）

第3 補助事業者は、次世代みやぎアスリートに指定された者とする。

（補助対象経費及び補助率等）

第4 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別表1に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第5 補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は公益財団法人宮城県スポーツ協会理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日とする。

（申請書の添付書類）

第6 補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- （1） 事業計画書
- （2） 収支予算書
- （3） その他理事長が必要と認める書類

（交付の条件）

第7 交付に付する条件は、次のとおりとする。

- （1） 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第2号により理事長の承認を受けること。ただし、配分を受ける事業に要する経費の20%以内の変更にあつては、この限りではない。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により理事長の承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第8 補助事業実績報告書の様式は、様式第4号によるものとする。

(報告書の添付書類)

第9 補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第10 補助金は、補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、理事長は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、様式第5号によるものとする。

(関係書類の保管等)

第11 補助事業の経理については、収支簿を備え経理状況を明確にするとともに、関係書類と併せ補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度から5か年間保管しなければならない。

(書類の提出部数)

第12 この要綱により理事長に提出する書類の提出部数は、各1部とする。

2 県スポーツ協会はこの要綱に定めるもののほか、補助事業者から補助金の交付に関し必要な書類の提出を求めることができるものとする。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1

補助対象経費

区分	補助対象支出範囲	補助率	補助額
旅 費	・大会や合宿，練習等に参加するための交通費及び宿泊費。	10/10 以内	100 千円以内
競技用具購入費	・競技に関する備品，消耗品，身体装具等の購入費及び修繕費。		
大会等参加費	・強化活動の一環として参加する大会，合宿，研修会等への参加費。		
施設等使用料	・強化活動の一環として使用する施設の使用料。 ・強化活動の一環として借用する用具等のレンタル料。		
諸 謝 金	・強化活動における指導者等への謝金。 ・強化活動のために所属しているクラブ等の会費。		
搬 送 料	・自宅から競技会場地（大会・合宿・練習）間における競技用具の搬送料		
そ の 他	上記経費の支出に係る銀行振込手数料などの補助事業の実施にあたり必要な経費		

※ 当該補助金の予算が属する年度中に発注・購入・契約等を行った経費を対象とする。

※ 国，地方自治体及び各種団体からの他の補助金を財源とする事業は，対象外とする。

※ 領収書等により，数量・仕様・金額が明確に判別できるものに限る。